

松戸市農業委員会総会議事録

令和6年10月9日

令和6年松戸市農業委員会10月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和6年10月9日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

2番	杉 浦 勇 司	3番	横 山 定 勝
5番	渡 邊 洋 子	6番	加 藤 万里子
7番	山 口 輝 雄	8番	戸 張 嘉 宣
9番	岩 佐 忠 夫	10番	川 上 博 久
11番	渡 来 和 治	12番	渡 邊 慶 弘
13番	鈴 木 繁 一	14番	湯 浅 孝 一
15番	相 田 敏 克	明・矢切区域	齋 藤 香
明・矢切区域	平 川 正 俊	東部区域	湯 浅 雅 之
常盤平・五香区域	山 崎 唯 司	馬橋・小金区域	小 林 直 一

1. 欠席委員

1番	杉 浦 昌 平	馬橋・小金区域	湯 浅 清
----	---------	---------	-------

1. 関係課出席職員 農政課

課 長	松 戸 繁 和	課長補佐	平 川 正 憲
主 査	加瀬直紀	主任主事	榎 本 稔

1. 事務局出席職員

事務局長	加 藤 広 之	事務局長 補佐	榎 孝 弘
主幹兼長	武 井 博 子	係 長	落 合 利 彦

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年10月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が5名でございます。したがいまして、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号10番、川上博久委員、議席番号11番、渡来和治委員の両委員を指名いたします。
よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日、傍聴人はいらっしゃいません。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第3号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

本件につきましては一括審議といたします。

それでは、利用計画について農政課長、よろしくお願ひします。

農政課長 農政課、松戸でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いしたい

と存じます。

当案件につきましては、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聞くものでございます。

今回、制度移行後初めての案件をご審議いただきますので、若干制度についての説明をさせていただきたく存じます。

これまでの農地銀行の貸し借りでは、農業経営基盤強化促進法を基にした農用地利用集積計画により地権者と耕作者が直接相対で賃借をしておりましたが、同法の改正によりまして、中間管理機構、千葉県の場合は公益社団法人千葉県園芸協会が地権者より農地を借りた後、耕作者に貸し付ける農用地利用集積等促進計画を農政課が作成し、貸し借りを行うことになりました。よって、これまで農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様に審査をお願いしております。地区促進会議は行わなくなりました。

また、総会での議案につきまして、1件ごとではなく、一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は新規設定案件9件、農地銀行からの移行案件3件でございます。

それでは、議案第1号を一括してご説明いたします。

議案書1ページでございます。

申請地につきまして、参考資料の1ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は七右衛門新田、現況地目は田で、面積は3,552平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画です。

次に、2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料につきましては2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は旭町、現況地目は田で、面積は9,304平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画でございます。

次に、3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料につきましては3ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は旭町、現況地目は田で、面積は1,024平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画でございます。

次に、4番をご説明いたします。

議案書2ページの4番、参考資料4ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は旭町、現況地目は田で、面積は1,199平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画でございます。

次に、5番でございます。

議案書2ページの5番、参考資料5ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は旭町、現況地目は田で、面積は1,596平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画でございます。

次に、6番をご説明いたします。

議案書2ページの6番、参考資料6ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は旭町、現況地目は田で、面積は232平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画でございます。

次に、7番をご説明いたします。

議案書は2ページの7番、参考資料7ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は548平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、サツマイモを主体に栽培する計画でございます。

次に、8番をご説明いたします。

議案書は3ページの8番、参考資料8ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑で、面積は1,996平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、野菜全般を広く栽培する計画でございます。

続きまして、9番をご説明いたします。

議案書3ページの9番、参考資料9ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は栗山、現況地目は畑で、面積は961平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

次に10番をご説明いたします。

議案書は3ページの10番、参考資料の10ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は2,235平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、ホウレンソウを主体に栽培する計画でございます。

次に11番をご説明いたします。

議案書3ページの11番、参考資料の11ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は643平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、エダマメを主体に栽培する計画でございます。

次に、12番をご説明いたします。

議案書4ページの12番、参考資料12ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は1,311平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、エダマメを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号について、内容の説明がございました。

本案件はあらかじめ審査会で審議しておりますので、第1審査会第2審査班座長の意見を求めます。

第1審査会第2審査班座長 議席番号11、渡来和治です。

議案第1号につきましては、審査会で審議いたしました。審査会では農政課の担当者をお呼びし、審議した結果、承認すべきとの判断をしましたので、原案に賛成したいと思います。

議 長 ただいま座長より、承認すべきとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようあります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号の1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 引き続きましてご説明いたします。

去る、10月3日木曜日、議案第1号から3号の審査のため、第1審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたので、ご報告いたします。

当日は、渡邊洋子農業委員、横山定勝農業委員、平川正俊推進委員、私の4名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、1号議案については農政課担当者、2号から3号につきましては、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容をもとに審議を行ったものであることをご報告します。なお、1号の審議結果につきましては、先ほど報告

したとおりです。

それでは、議案第2号 農地法4条の規定による許可申請の1番について、ご説明いたします。

議案書の5ページ、参考資料については、1ページから6ページになります。申請地の位置につきましては、1ページのところでございます。

申請理由は、レンタカー会社を営む法人から、近くで営業所を開設するため、駐車場として貸してほしいと要望があったためです。

議案参考資料の3ページをご覧ください。

施設の概要については、貸駐車場です。排水については、雨水のみで砂利敷きによる自然浸透です。被害防除につきましては、既設の安全鋼板と単管パイプを利用することとしています。

審査会では、現地調査の結果、砂利敷きになっているところを確認しました。このことについて質問したところ、平成8年から12年の間、申請人の母親である先代が貸駐車場として利用しておりましたが、その経緯は不明で、現在ある鋼板の囲いも、その当時に設置されたものと思われるとのことでした。

この行為につきましては、農地法違反であることの指摘をしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的に意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反していたことについて、知らなかつたこととはいえ、深く反省するとともに同じような事態を繰り返さないことを誓約するとのことでした。

農地区分につきましては、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及び、その農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番について説明しましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接地の農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長 ただいま渡来座長より申請概要の説明と、審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当のことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、川上博久委員。

川上委員 議席番号10番、川上博久です。

座長の説明でよく分かりました。私は賛成したいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま川上委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようあります。

これより、議案第2号1番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送ることに決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 続いて、議案第3号を議題といたします。

1番から4番につきましては同一事業ですので、申請概要の説明と審査会における意見報告を、併せてお願ひいたします。

第1審査会第2審査班座長 続きまして、議案第3号 農地法5条の規定による許可申請の1番から4番について、ご説明いたします。

議案書の6ページ、7ページ、議案参考資料の7ページから11ページになります。

申請地の位置につきましては、7ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転。

申請理由は、申請者は大金平に本社を置き、市内を中心に事務機器のリース業、販売業をしておりますが、本店の周辺に駐車場がなく、また、支店のある流山、柏で借りている営業車用の駐車場を集約することから、駐車場として利用するためです。

議案参考資料の9ページをご覧ください。

施設の概要については、駐車場用地です。

整地につきましては、転圧のみとします。

排水につきましては、雨水のみで自然浸透とします。

費用につきましても、自己資金で賄うとのことでしたので、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地は新松戸支所から1キロ以内にあり、その宅地割合が40%を超えていることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号1番から4番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断しまして、この農地区分については、また第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願いいいたします。

議長 ただいま、渡来座長より、申請概要の説明と、審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小林委員。

小林推進委員 推進委員の小林直一です。もともとここは耕作も管理もされていないところだったので、私は審査会の意見に賛成です。

議長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようあります。

これより、審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番から4番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書8ページ、報告事項1から、14ページの報告事項5について、ご報告させていただきます。

8ページ、報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、8ページ下段に記載のとおり、8月分として田1件、109平米、畑8件、1,784平米、合計9件、1,893平米の届出を受理しました。

次に、9ページから11ページ、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、11ページに記載のとおり、田3件、348平米、畑21件、5,422平米、合計24件、5,770平米の届出を受理いたしました。

次に、12ページ、報告事項3 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局から3件、裁判所から1件の照会があり、いずれも非農地回答をしました。

次に、13ページ、報告事項4 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1件を県知事宛て送付しました。

次に、14ページ、報告事項5 生産緑地に係る主たる農業従事者証明書の交付についてですが、1件交付しました。

また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は6件を交付しました。

事務局からの報告事項は、以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和6年10月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時24分